

郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
<p>第六十八条の三 資金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 一十七（略）</p> <p>十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）<u>第二条第七項</u>に規定する特定社債で政令で定めるもの（<u>第五項</u>において単に「特定社債」という。）</p> <p>十九（略）</p> <p>2 5（略）</p>	<p>第六十八条の三 資金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 一十七（略）</p> <p>十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）<u>第一条第五項</u>に規定する特定社債で政令で定めるもの（<u>第五項</u>において単に「特定社債」という。）</p> <p>十九（略）</p> <p>2 5（略）</p>